

# 医心 伝心

## 運動器検診

県医師会理事 道振 義治

いよいよ来年4月から学校検診の場に「運動器検診」が導入され、就学時から高校まで全学年の児童生徒が対象となります。

9月下旬に文科省からマニュアルが各地の教育委員会に送付されました。児童生徒の学校生活に支障がないよう配慮し、短時間でスクリーニングを行うためには保健調査票が非常に重要となります。

保護者が保健調査票を書くことで運動器に対する関心を持つ効果が期待されます。また、家庭での健康観察など保護者の協力や学校における日常の健康観察の重要性が増すこととなります。

発表された「運動器検診」のマニュアルでは、側弯検診、腰椎、肘・肩関節、股関節・膝関節の検診が明示されています。このことは、側弯の他にスポーツ障害、ことに使い過ぎ（オーバーユース）症候群が今まで系統的にチェックされたことがないことを考えると画期的と言えます。小学校高学年から中学、高校とスポーツ障害が多発しており、非常に重要な点と考えます。しかしながら、学校保健安全法施行規則の改訂で示された、「四肢の状態・発育」に関しては一切明示されていません。先日の学校保健会の講習では、各県での自主性に任せるというものでした。

県教育委員会と村上県医師会副会長（小児科）、整形外科からは南里常任理事、富山市医師会八島理事（側弯検診担当）富山大学関先生（富山市、高岡市で側弯検診を実施）それと私道振が委員となり、会議を重ね、ようやく富山県版運動器検診のマニュアルを決定しました。文科省からのマニュアルに加え、保護者に四肢の状態を観察してもらい、それを養護教諭がチェックし、検診時に学校医に診察してもらうという流れになります。しかし学校医への負担が大きすぎる、時間がかかり

過ぎるといった問題点があります。そこで、富山県では保健調査票の項目で疼痛があれば整形外科受診を勧め、学校医は側弯検診のみを行う事としました。検診後は「運動器検診協力医」に診ていただきたいと思います。引き受け手がないと医療類似行為者に児童生徒が行き、更なる問題が生じる可能性があるため、開業医のみならず勤務医の先生方にも手を挙げていただいて健全な発育に関与していただきたいと思います。児童生徒の検診後は整形外科に児童生徒が多数受診し、医療費が増加する可能性があります。一時的だろうと結論づけました。これが最良だという確信はありませんが、学校医の負担軽減、短時間で終了させるにはこの方法がいいのではと考えます。疼痛がない場合は、体育等の時間を利用してストレッチの指導を行うこととします。

保健調査票の整理、事後処置など養護教諭の事務仕事が増加しますが、小学校から中学校、高校へと保健情報は送られて行くことで、児童生徒の運動器の障害を早期発見、治療及び予防に寄与するものと確信しています。

一方、運動を全くしない児童生徒が多く、メタボ予備軍と呼べる児童生徒がいるのも事実です。スマホやゲームに熱中している結果として姿勢・視力が悪い児童・生徒も多く見られます。こういう子供たちの生活習慣を変えるきっかけになればとも考えています。

各郡市の学校保健会で養護教諭や体育教諭などへの講習会の開催、学校医の先生方への講習会を通じて「運動器検診」が円滑に実施されるように計画しています。

学校医の先生方、運動器検診に興味を持ち実施したいと考えておられる先生方には講習会に出席していただきたいと考えています。